

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第125号を発行させていただきます。12月に入り昼間でも寒い気温の日が増えてきますので、体調を崩さないようにお気をつけください。

当事務所の年末年始の休業日につきまして、下記のとおり休業日とさせていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

年末年始休業日

R5年12月29日（金）～R6年1月3日（水）

R6年1月4日（木）から午前10時から午後2時まで営業、1月5日（金）から通常営業を開始いたします。

今月は西淀川支部の税理士会ハイキング同好会にて熊野古道と熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、令和5年分の年末調整について、電子帳簿保存法改正についてその4を書いております。

皆さんのが参考になれば、うれしく思います。



（写真は、熊野古道沿いにある牛馬童子像の写真です）

2 令和5年分の年末調整について

令和5年分の年末調整から変わる事項についてお伝えさせていただきます。

非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の見直し

1 扶養控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の範囲から、**年齢30歳以上70歳未満の非居住者**であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外されました。

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなかつた者

ロ 障害者

ハ 扶養控除の適用を受けようとする人からその年において生活費又は教育費に充てるための支

払を 38 万円以上受けている者

2 給与の源泉徴収税額の計算において、その扶養親族が年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって上記 1 イに掲げる者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする人は、その旨を記載した扶養控除等申告書を提出するとともに、現行の親族関係書類に加えて、その非居住者である扶養親族が上記 1 イに掲げる者に該当する旨を証する書類（注）の提出等をしなければならないこととされました。

（注）上記 1 イに掲げる者に該当する旨を証する書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その居住者である扶養親族が出入国管理及び難民認定法の龍外の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

3 令和 5 年分以降の年末調整において、その扶養親族が年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって上記 1 ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする人は、その年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その旨及びその該当する事実を記載した扶養控除等申告書を提出するとともに、その非居住者である扶養親族が上記 1 ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類（注）の提出等をしなければならないこととされました。

（注）上記 1 ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類とは、現行の送金関係書類であって、その扶養控除の適用を受けようとする人から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が 38 万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

国税庁発行の「年末調整のしかた」には、上記のとおりに説明がされているのですが、少し分かりづらいかと思いますので、説明を付け加えさせていただきます。



（写真は、熊野本宮大社で撮影した写真です）

[令和 4 年 12 月まで]

非居住者である扶養親族で 16 歳以上なら扶養親族に該当



[令和 5 年 1 月から]

非居住者である扶養親族のうち、次のいずれかに該当する者に限定

- 1 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者
- 2 年齢 70 歳以上の者
- 3 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ロ 障害者
 - ハ 扶養控除の適用を受けようとする人（国内居住者）からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

少しは分かり易くなったかのではないかと思います。

国外に扶養親族がいる方が従業員等にいらっしゃる場合には、令和 5 年から毎月の給料から控除する源泉所得税の計算の際に利用する扶養親族の人数が変更になる場合がありますので、お気をつけください。扶養親族の人数を間違えていた場合には、年末調整にて不足額が多くなるケースが出てくるかもしれません。

年末調整において、扶養控除の定期用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記に該当する場合には、

次の表のとおり、その扶養親族に係る確認書類を、年末調整担当者には確認していただく必要がございます。

【扶養控除に係る確認書類】

非居住者である扶養親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」
	③ 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上に受けている人	「親族関係書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

確認書類の詳細については、国税庁発行の「令和5年分の年末調整のしかた」の13ページ「国外居住親族」をご覧になっていただければと思います。

【参考文献】

- ・国税庁発行 「令和5年分 年末調整のしかた」



(写真は、熊野本宮大社旧社地大斎原（おおゆのはら）を撮影した写真です)

3 電子帳簿保存法改正について その4

先月に引き続きまして、国税庁にて作成された「電子帳簿保存 法一問一答【電子取引関係】」から取り上げて説明させていただきます。

従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した

行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当する場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、集約するまでの一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に電子データ自体は保存しておきつつ、検索機能を損なうことがないよう会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でそうした保存状況にあることを情報として管理しておくことも認められます。

なお、この場合においても、規則第4条第1項各号に掲げる措置を行うとともに、税務調査の際には、その従業員が保存する電磁的記録について、税務署員の求めに応じて提出する等の対応ができるような体制を整えておく必要があり、電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるよう管理しておく必要があります。

*上記の場合電子データとして保存しておかないといけないのですが、電子データが適正に保存されず、出力した画面のみが保存されているものがあったとしても、そのような事実のみをもって、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。



(写真は、熊野速玉大社の写真です)

当社の課税期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までですが、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和5年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのでしょうか。

令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、令和5年度の税制改正後の要件により保存しなければなりません。

電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。

電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足ります。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、書面及び電子データの両方を保存する必要があります。

*取引において、通常、請求書は一つであるから、正本・副本がある場合その正本を保存すれば足りると考えられます。ただし、書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、当該電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合には、正本である書面の保存に加え、電子データの保存も必要になると考えられます。

まだまだ説明しておきたい内容はあるのですが、今回はここまでにさせていただきます。

【参考文献】

- ・国税庁発行リーフレット 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」



(写真は、那智勝浦町の宿泊先から撮影した朝の海の様子です)

3 編集後記

今回の事務所便りに掲載している写真は、11月中旬に西淀川支部の税理士会のハイキング同好会で熊野古道と熊野三山に行った際に撮影した写真です。



上の写真は、熊野那智大社に参拝に行く際に車ではなく徒歩の時に通る大門坂の入り口です。私は母親の実家がここから徒歩で10分程度の場所でしたので、この大門坂を通って熊野那智大社へよく参拝に行ってました。観光のパンフレットにもよく掲載されている場所なので、車で熊野那智大社まで向かうのではなく、ぜひこの大門坂をゆっくりと歩いていただけたらと思います。

大門坂でも写真撮影しているのですが、今月は掲載するスペースがなくなったので、来月号に掲載させていただこうと考えております。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。